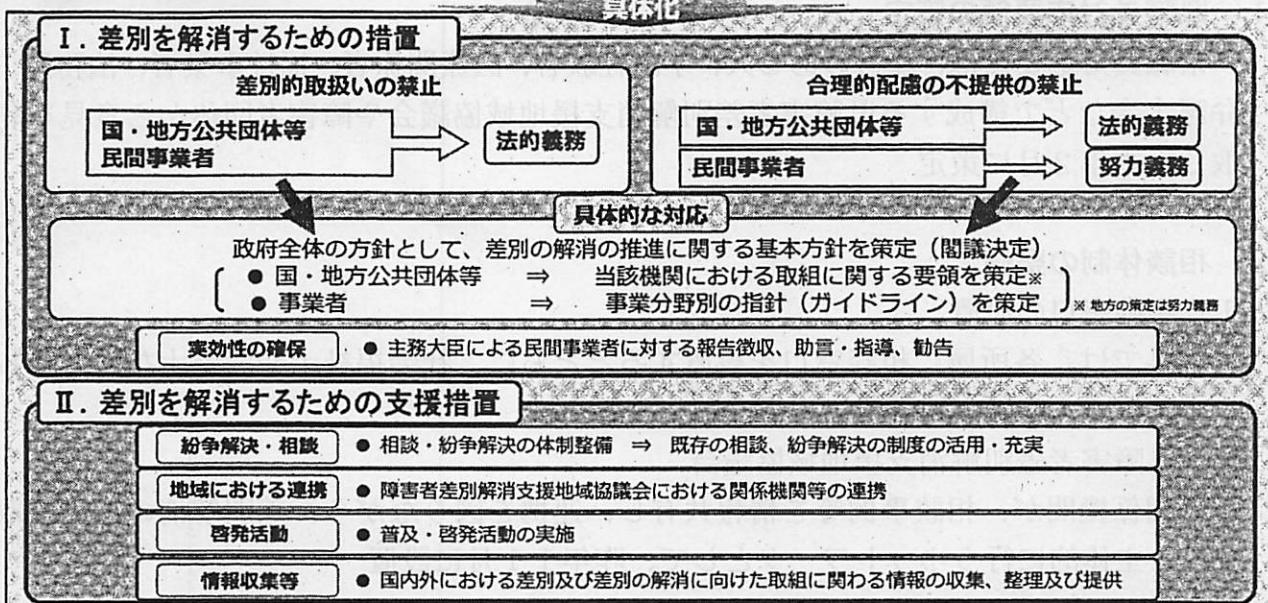


障害者差別解消法の概要

障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要

障害者基本法 第4条	第1項：障害を理由とする差別の権利侵害行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
---------------	---	---	--



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

1 不当な差別的取扱い

- 正当な理由なく、障害を理由として障害者の権利利益を侵害することを禁止（サービス等の提供拒否、障害者でなければ付けない条件）
- 障害者の事実上の平等を促進し、達成するための措置や優遇は、差別ではない。
- 「正当な理由」：客観的に見て正当な目的の下、目的に照らしやむを得ないもの
〔例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等〕

2 合理的配慮

- 個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思表明があり、その実施に伴う負担が過重でないとき、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮が求められる。

〔現時点における一例〕

- 段差に携帯スロープを渡す。 ○高いところに陳列された商品をとって渡す。
- 筆談、読み上げ、手話、分かりやすい表現で説明など意思疎通への配慮
- 障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更 など
→ 各場面の状況により、合理的配慮の内容が異なる。

3 行政機関等が講すべき措置

- 職員による取組を確実にするため県職員対応要領を策定
⇒ 監督者の責務、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会確保を徹底

障害者差別解消法の施行に向けた対応について

障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現を目指した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が4月から施行される。

地方公共団体では、差別的取扱の禁止と合理的配慮の提供が法的義務とされ、職員対応要領の策定、相談体制の整備、啓発活動及び環境整備は、努力義務とされている。

障害者差別解消法の施行に向けた県の取組状況は、次のとおりである。

1 県職員対応要領の策定

県職員対応要領は、障害のある人、学識経験者、医療関係者、福祉事業者、法務局、弁護士会などで構成する県障害者差別解消支援地域協議会や障害者団体から意見を聴取し、本年2月に策定

2 相談体制の整備

(1) 相談窓口の設置

県では、各所属に相談窓口を設置するとともに、社会福祉士や弁護士などによる専門窓口を県社会福祉士会に委託して設置

(2) 県障害者差別解消支援地域協議会

関係機関が、相談事例等を情報共有し、連携を図りながら、差別解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、昨年11月に設置

3 啓発活動

(1) 県民向けシンポジウムの開催（7月頃開催予定）

(2) 心のバリアフリー推進事業

障害のある人の特性や障害者差別解消法について解説した啓発冊子を作成し、各種研修会等で活用するとともに、企業を訪問して啓発活動を実施

(3) 広報媒体の活用

- ・「晴れの国おかやま」（2月号）や「晴れの国生き生きテレビ」（2月21日）等
- ・市町村広報紙等で啓発

(4) 県職員向け研修会の実施（3月16日開催）

講師：野澤和弘氏（内閣府障害者施策委員会委員）

(5) あいサポート運動の推進（1月19日、鳥取県と連携協定を締結）

4 その他の取組

(1) 県政広報番組における手話通訳の導入拡大

(2) 県から障害のある人に文書を発送する場合、封筒に点字シールを貼付

(3) 県庁ホームページの閲覧支援ソフトの導入

事務連絡
平成28年3月28日

各市町村障害福祉主管課長様

岡山県保健福祉部障害福祉課
福祉のまちづくり班長

障害者差別解消相談窓口の設置について

県では障害者差別解消法の施行に合わせ、平成28年4月1日から障害者差別解消相談窓口を設置しますのでお知らせします。

相談窓口の運営は一般社団法人岡山県社会福祉士会に委託し、岡山県障害者権利擁護センターと併設します。

相談窓口では、相談者への助言や適切な機関の紹介等を行い、必要に応じて弁護士等の司法専門職の助言を得ることとしています。

なお、平成28年度には合理的配慮等の事例集を作成することにしており、今後、貴市町村において適当な事例が生じましたら、情報提供していただきますようお願いいたします。

記

1 開設時間 平日 8時30分～17時15分

2 相談方法 電話、ファックス、電子メール

※電話は今後専用回線を引く予定ですが、当面は岡山県障害者権利擁護センターの電話と兼用します。

岡山県権利擁護センター 086-226-6100

(問合せ先)

〒700-8570
岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健福祉部障害福祉課

福祉のまちづくり班 担当 吉田、森山

TEL 086-226-7343 (直通)

FAX 086-224-6520

E-mail yasunori_moriyama@pref.okayama.lg.jp

障害者差別解消

岡山でも協議の場増やせ

障害者差別解消法が今月施行された。障害があることで差別するのは許されないが、偏見や無理解はなかなか消えない。当事者が社会参加をする上で、支障を減らす配慮を広げ、誰もが暮らしやすい共生社会を目指したい。

国連の障害者権利条約批准に向けた国内法整備の一環として法律は2013年に成立した。障害を理由にサービスの提供を拒否するなど不当な差別を禁止するだけでなく、もう一步進む「合理的な配慮」を求めたことが特徴だ。

合理的配慮という言葉は聞き慣れず、分かりにくい。法律に基づく政府の基本方針に

は、例が挙げられている。
車いす利用者のため段差に
のりこぐらしがあると、施設に伴う負担が過重でないとい
う「実現可能な取り組み」という条件がついている。

政府の基本方針は、過重な負
担かひうかを判断する要素と
して、事業への影響や実現可
能性や費用の程度や事業規模
や財政状況などを示している。

当事者との対話を重ねること
が重要だが、判断に迷うケー
スも少なくなかろう。

課題は、こうしたトラブル

を解決したり、差別について
の相談に応じたりする体制が
不十分なことである。

法律は円滑な取り組みのた
め、NPO法人や学識経験者
を含め関係機関による差別解
消支援地域協議会を設けるよ
う自治体に促している。具体

的な対応例の協議やトラブル
解決に向けた調停、あっせん
などの役割が期待される。

ところが、設置済みの市町
村は全国で112、9月末ま
でに設置予定は368で、
合わせても全体の28%にとど
まる。都道府県の多くは9月
末までに設置する予定だ。

岡山県内も設置済みは県と
市町村で、今後設ける予
定にしているのは津山、瀬戸

内、真庭の3市だけという。

協議会の設置は法律上の義

務でないとはいえ、市町村に
積極的な取り組みを求めた
い。身近な地域にあってこそ、
それぞれの実情に合った、き
め細かな取り組みが望めるも

のだ。国や都道府県も設置を
支援し、協議の場を増やして
いく必要がある。

もちろん、法律だけで差別
がなくなり、配慮が広まるわ
けではないだろう。大切なのは、障害について知り、当事
者たちが日頃感じている苦
労、困難を想像してみると
だ。法施行を、こうした気づ
きのきっかけにしたい。

社説

このした配慮を通じて、障
害者の活動を制限している社
会的な壁をなくす。その考え方にはうなづける。学校教育
や就労といった日常生活のさまざま
な場面で求められる」とだ
う。

能性や費用の程度や事業規模
や財政状況などを示している。

当事者との対話を重ねること
が重要だが、判断に迷うケー
スも少なくなかろう。

課題は、こうしたトラブル

町村は全国で112、9月末ま
でに設置予定は368で、
合わせても全体の28%にとど
まる。都道府県の多くは9月
末までに設置する予定だ。

岡山県内も設置済みは県と
市町村で、今後設ける予
定にしているのは津山、瀬戸

内、真庭の3市だけという。

協議会の設置は法律上の義
務でないとはいえ、市町村に
積極的な取り組みを求めた
い。身近な地域にあってこそ、
それぞれの実情に合った、き
め細かな取り組みが望めるも

のだ。国や都道府県も設置を
支援し、協議の場を増やして
いく必要がある。

もちろん、法律だけで差別
がなくなり、配慮が広まるわ
けではないだろう。大切なのは、障害について知り、当事
者たちが日頃感じている苦
労、困難を想像してみると
だ。法施行を、こうした気づ
きのきっかけにしたい。

岡山県



障害のある人もない人も、
チャンス・待遇は平等です。

障害者差別解消法

障害を理由とする
差別の解消の推進に関する法律

この法律は、誰もが障害の有無によって
分け隔てられることなく、

お互いに人格と個性を

尊重し合いながら暮らすことができる

共生社会の実現を目的としています
(平成28年4月1日施行)。

この法律は、障害を理由とする差別を
なくすことで、誰もが暮らしやすい、
共に生きる社会をつくることをめざしています

あいサポート運動とは

障害を知り、共に生きる
バリアフリー社会のおもいやり

つなげよう、やさしさのカタチ広げよう、アイサポートの輪

同じ街に暮らす、たくさんの人々。
その中には、暮らしの中で誰かの助けを必要とする人も多くいます。
例えば、体や精神に障害のある人。障害のある人は、
日常の何気ない場面で、だれかのちょっとした思いやりや
助けがあれば、今よりずっととイキイキと暮らすことができます。
一人ひとりがやさしさをカタチで表せたら、
そしてみんなのやさしさがつながれば、
きっとこの街はみんなが気持ちよく暮らせる場所となります。



あいサポート運動を
応援しています

「あいサポート」とは、障害のある人に優しく支え、自分の意思で行動する
(ちょっとした手助けをする)ことを意味しています。

「あいサポート運動」とは、誰もが様々な障害の特性を理解して、
障害のある人が困っていることに対して、ちょっとした手助けや心くばりなどを
実践することで、障害のある人が暮らしやすい社会を、
みなさんと一緒につくっていくことを目的とした運動です。

~まず知ることから始めましょう。それが共に暮らすことへの第一歩になるのです~

まず、障害について理解しましょう

- 障害は、誰にでも生じる可能性があります
- 障害は多種多様で、同じ障害でも一律ではありません
- 外見からは障害のあることが分からない人もいます
- 適切なサポートがあれば、
障害のある人が活躍できることがたくさんあります



こんな配慮をお願いします

障害のある人に対して冷たい視線を送ったり、見てみないふりをするのは
避け、温かく接してください。

困っていそうな場面を
見かけたら「何かおこまり
ですか」と一声かけて
サポートしましょう

「障害があるから」と
決めつけず、個性や
能力が生かせることを
一緒に考えてみましょう

介助者が
いても、
本人に話し
かけましょう

自分のイメージで
すべての障害のある人を
みないで、その人の人柄
を見て接しましょう

問合せ先

岡山県 保健福祉部 障害福祉課

電話：086-226-7343 Fax：086-224-6520

岡山県社会福祉士会 障害者差別解消相談センター

電話：086-224-3279 (さべつな) Fax：086-226-6111

E-mail : sabetsunaku@csw-okayama.org

障害への理解者増やせ

差別解消法施行 県が「あいサポート運動」

障害者差別解消法の施行(今月1日)に合わせ、県が障害への理解者を地域で増やす「あいサポート運動」に力を入れている。運動を考案した鳥取県と1月に協定を結び、これまで858人を「あいサポート」として認定した。

県で約29万人(2月末)に上る。

差別解消法を巡っては昨年6月に実施した県民アンケートで77.3%が「知らない」と回答するなど認知度がいまひとつだけに、運動で理解の輪を広げていく方針だ。（阿部光希）

基礎知識研修、街中で手助け

認定活動者5000人目標

16年度中



点字ブロックの啓発イベントで「あいサポートー」のバッジを着ける高校生=3月18日、JR岡山駅前

とともに、障害者に対する「合理的配慮」を国や自治体に法的義務として課した。差別や合理的配慮の定義が難しいため、罰則は設けず、当事者間の「建設的な対話」を促す運動を通じて訴え、障害への理解を社会に広げる狙いがある。

県は2011年度中にサポーター数を5千人に増やす目標を掲げた。県障害福祉課は「合理的配慮は特別なものではなく、障害特性を理解すれば難しくはないことを『あいサポート運動』を通じて訴えていきたい」としている。

「つづりもう機会にもなる」と言つ。差別解消法は障害を理由とした不当な差別を官民問わず禁止するだ。

「いる」は24・6%に過ぎないなど、法の趣旨が十分理解されているのは言い難い状況だ。

徳岡清和・東中國ブロ
ック責任者は「障害者
への細かな気配りは普
段の接客に生きる。店
で社員がバッジを着け
ることで活動を広く知
る」として、16年度中
1人に行つたアンケ
ートで差別解消法につい
て内容も含めて「知っ
てている」と答えたのは
2・1%。「共生社会」
障害者が区別される「
となく社会生活を送れ
る「ノーマライゼーシ
ョン」といった同法が
目指す考え方も「知つ